

日本国とクウェート国との間の
包括的パートナーシップの下での協力促進及び拡大に関する共同声明
(和文仮訳)

シェイク・ジャービル・アル・ムバーラク・アル・ハマド・アル・サバーハ・クウェート国首相殿下は、安倍晋三日本国総理大臣の招待を受けて、ハイレベル随行団を伴い、2016年5月11日から5月13日の間、日本国を公式実務訪問した。

滞在中、シェイク・ジャービル・アル・ムバーラク・アル・ハマド・アル・サバーハ殿下は、天皇陛下に御会見を賜った。

シェイク・ジャービル・アル・ムバーラク・アル・ハマド・アル・サバーハ殿下は安倍総理と会談し、同殿下と随員一行に対する日本政府の温かい歓迎に対し深甚な謝意を表明し、安倍総理に対しクウェート国を双方の都合が良い時期に訪問するよう公式招待を伝えた。安倍総理は、この招待を受けた。

日・クウェート間で公式協議が行われ、安倍総理が日本側をシェイク・ジャービル・アル・ムバーラク・アル・ハマド・アル・サバーハ殿下がクウェート側を代表した。

双方は、2012年3月のシェイク・サバーハ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハ・クウェート国首長殿下による国賓訪日及び2013年8月の安倍総理によるクウェート国訪問の重要性を評価しつつ、日・クウェート二国間関係に満足の意を表明した。

双方は、高官の往来や官民にわたる様々な人の交流により、政治、経済、文化等の幅広い分野での実施の進展を通じて、友好的、協力的、及び互恵的な両国間の「包括的パートナーシップ」を強化していく意思を確認した。特に政治分野において、双方は、より幅広い国際及び地域の問題に関する外交政策について相互理解を深めていく意思を確認した。

1. 二国間関係

- ・ 双方は、2014年4月に東京で開催された第1回政策対話及び2016年3月に東京で開催された第1回安全保障対話の成果に満足の意を表明しつつ、建設的な対話に向けて、これらの枠組みを促進し続ける意思を共有した。
- ・ 双方は、クウェートで開催される予定の来る第2回日・クウェート政府間合同委員会の重要性を強調し、可能な限り早期に同会合を開催する意思及び本合同委員会を幅広い分野で二国間関係について意見交換を行う枠組みとして活用していくとのコミットメントに改めて言及した。

- ・ 日本国民を代表し、安倍総理は2011年3月の東日本大震災の際のクウェートによる寛大な支援に対し改めて深い感謝の意を表明した。
- ・ クウェート首相は、平成28年（2016年）熊本地震について、クウェート国政府及び国民を代表して、犠牲者の冥福と負傷者の回復を願いつつ、深甚なお見舞いを表明した。
- ・ 安倍総理は、東日本大震災以降の日本産食料品に対する全ての輸入制限を撤廃するクウェートの決定を歓迎した。双方は、この決定がクウェートにおける日本産食料品の輸入促進に向けて、力強い後押しとなることへの期待を表明した。
- ・ 双方は、グローバルなエネルギー市場の安定の重要性を再確認した。安倍総理は、石油の主要な生産国及び輸出国としてのクウェートの役割を評価している点を表明した。ジャービル首相は、日本に対する石油の安定供給を確保するとのクウェートのコミットメントを新たにし、安倍総理は、日本としての謝意を表明した。
- ・ 両国間の経済関係の更なる強化の重要性を踏まえ、双方は、コストシェア技術協力の実施に向けて調整を加速していくとの期待を共有した。
- ・ 双方は、日・クウェート経済関係を更に強化していく決意を共有した。これに関して、安倍総理は、クウェートにおける日本企業のビジネスの発展及び拡大に貢献することを期待し、オフセット・プログラムを撤廃するとのクウェートの決定を歓迎した。
- ・ ジャービル首相は、独立造水発電事業（IWPP）、下水処理、製油所建設、メトロ・プロジェクト、太陽熱複合発電等のクウェートにおけるインフラ事業の重要性を強調し、クウェートのビジネス環境を更に発展させていくとの決意を表明した。この文脈で、双方は、1995年以来毎年開催されている日・クウェート民間合同委員会が担っている重要な役割と二国間の商業関係推進への同委員会のコミットメントを認めた。
- ・ 双方は、2016年5月に実施される運びとなった日本の経済産業省とクウェート電力・水省の間の電力・水分野についての政策対話の第1回会合の基礎となる電力・水分野における協力覚書が、2015年5月に署名されたことを歓迎した。双方は、電力及び水インフラの発展における二国間協力の強化への意思を再確認した。
- ・ 双方は、2014年8月に署名された協力覚書に基づき、2014年9月にクウェート国家開発のための政策対話に関する政策対話が実施されたことを歓迎した。
- ・ また双方は、両首脳は、2014年10月に日本の国土交通省とクウェート公共事業省との間でのインフラ分野での、クウェート運輸通信省の間での運輸分野での2つの協力覚書が署名されたことを歓迎した。

- ・ 双方は、環境保護の重要性を認識しつつ、廃棄物管理分野における二国間協力を更に拡大する可能性を探究していく意思を再確認した。この文脈で、両首脳は、今次ジャービル首相の訪日に際して、日本の環境省とクウェート民生庁との間で、廃棄物分野に関する協力覚書が署名されたことを歓迎した。
- ・ 双方は、医療分野における協力の重要性を改めて確認し、更なる協力のための機会を検討する意思を共有した。ジャービル首相は、日本の先進医療技術と医療サービスがクウェートで役立てられることへの希望を表明した。
- ・ 双方は、留学生の交換が、両国民間の歴史的な友好関係を強化し、相互の理解と信頼を深める上で不可欠であることを認識した。この精神から、双方は、留学生の交換を双方向で増大することの重要性を強調し、この関連であらゆる障害を取り除くための相互協力の重要性を強調した。
- ・ 双方は、様々な分野で、人の交流を容易にすること、及び特にスポーツ及び文化の分野での相互訪問を強化するためのイニシアティブを立ち上げることについての意思を共有した。
- ・ クウェート側は、外交若しくは公用又は一時的に滞在するために、それぞれの国に入国することを希望する日本国民及びクウェート国民であって、外交又は公用旅券を所持する者に対する査証免除についての日本の検討を歓迎した。
- ・ 双方は、日本と湾岸協力理事会（GCC）との間の自由貿易協定（FTA）交渉の早期再開を共同して支援する希望を改めて確認した。このため、クウェート側は、GCC各国間の調整を加速する上で、積極的な役割を果たす意思を表明した。

2. 国際的・地域的課題

- ・ 双方は、東アジアの安定と中東地域の安定の密接な関係を強調し、東アジアにおける幅広い安全保障環境について意見を交換し、国際法の尊重が、両地域の平和と安定を維持するための礎石であることを確認した。
- ・ 安倍総理は、ジャービル首相に対し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」により、地域と世界の平和、安定、繁栄の確保に向けた日本の貢献を確かにすることを目指した「平和安全法制」を説明した。ジャービル首相は、国連憲章の諸原則の枠組みの下での「積極的平和主義」に基づく平和と安定のための日本の努力を支持した。

- ・ 双方は、両国の平和、安定及び繁栄には、自由で、開かれ、安定した海洋が不可欠であることを確認し、海洋における特に海洋法に関する国際連合条約に反映された、国際法の原則に基づくルールに基づいた秩序の維持に対するコミットメントを改めて強調した。双方は、紛争の平和的解決及び自由で妨害されない適法な海洋の活用の重要性を強調した。
- ・ 双方は、本年の北朝鮮の核実験及び相次ぐミサイル発射を強く非難し、関連する国際連合安全保障理事会決議及び2005年の六者会合共同声明を完全に遵守するよう促した。双方は、北朝鮮に対し、拉致問題を含む国際社会の人道上の懸念に迅速に対応するよう促した。
- ・ 双方は、現下の中東情勢について深い懸念をもって協議し、地域の平和を希求する全ての人々との強い連帯を表明した。ジャービル首相は、中東地域の安定と繁栄を促進する日本の役割を高く評価し、G7サミットにおける日本のリーダーシップへの期待を表明した。
- ・ 双方は、国際連合、安全保障理事会の早期の改革の重要性を強調した。特に安全保障理事会を、よりよく代表され効果的かつ民主的なものとし、国際連合の信頼性をより強化するために、常任理事国、非常任理事国双方の拡大を含む早期改革の重要性を強調した。さらに、双方は、第70回国際連合総会の会期中に具体的な成果を得るために、緊密に協力することの重要性を再確認した。
- ・ 双方は、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の決定的な重要性を改めて強調し、その3つの柱、すなわち核軍縮、不拡散、原子力の平和利用を等しく強化することへの強いコミットメントを表明した。
- ・ 安倍総理は、シリアに関する一連の国際人道会議のホストを含め、人道支援分野でクウェートが果たしている積極的な役割を高く評価した。双方は、国連安保理決議2254の採択を歓迎し、関係国及びスタファン・デミストウーラ・シリア担当国連特使の努力を賞賛した。双方は、流血を止め、シリアの独立と領土を保全し、シリア国民の民主国家への志を実現するためのシリア危機の政治的解決の基礎としてのジュネーブ・コミュニケへのコミットメントを再確認した。
- ・ 双方は、関連する国連安全保障理事会決議に基づく、交渉による、公正で、包括的かつ持続的な中東和平の実現と、アラブ和平イニシアティブに沿って、全ての近隣諸国と平和かつ安全に共存する、主権を有し、持続可能で地理的に接続するパレスチナ国家の樹立を呼びかけた。双方は、イスラエルに対し、西岸、東エルサレム及びその聖地において入植地建設継続及び現状の変更を含むあらゆる一方的行為を控えるよう呼びかけるとともに、双方に対して「二国家解決」に向けた交渉を継続するよう促した。安倍総理は、全ての関係当事者が、和平交渉の再開に資さない行動を慎むことの重要性を強調した。

- ・ 双方は、イラクその他の情勢を含む中東地域の最近の情勢に関する幅広い事項について真摯な議論を行い、イラクの主権、統合、地理的一体性を維持すること、並びに国民融和及び改革を達成することの重要性を確認した。双方は、イラク及び地域全体を狙うテロ集団と対峙するイラク政府の努力を勇気づけることを断言した。
- ・ 日本側は、クウェートが、国連安保理決議2216に基づき、2016年4月21日に開始され、GCCイニシアティブ及びその実施メカニズム並びに包括的な国民対話の成果に従って、国連の後援の下でイスマイル・オールド・シェイク・アハマド・イエメン担当特使が主導して行われるイエメン和平協議をホストしたことを評価している旨表明した。
- ・ 双方は、EU3+3及びイランの間の包括的共同作業計画（JCPOA）を歓迎し、本合意の履行に対するコミットメントの重要性を強調した。双方は、国家の主権及び内政不干渉の尊重という原則及び善隣関係へのコミットメントに基づくイラン・イスラム共和国及びGCC各国との正常な関係の重要性を強調した。
- ・ 双方は、テロ及びイデオロギーに誘発された暴力が地域及び国際の平和を脅かしており、経済社会開発を著しく阻害していることを確認した。双方は、ISIL及びその暴力的過激主義によって行われた攻撃、残虐行為及び人権侵害を全面的に非難し、地域の全ての国及び国際社会の構成国に対して、この脅威に一致団結して対処するよう呼びかけた。